

平成26年第3回東大和市議会定例会会議録第17号

平成26年9月2日(火曜日)

出席議員 (22名)

1番	森田真一君	2番	西川洋一君
3番	尾崎利一君	4番	実川圭子君
5番	二宮由子君	6番	大后治雄君
7番	和地仁美君	8番	関野杜成君
9番	中村庄一郎君	10番	根岸聡彦君
11番	押本修君	12番	蜂須賀千雅君
13番	関田正民君	14番	関田貢君
15番	森田憲二君	16番	尾崎信夫君
17番	東口正美君	18番	中間建二君
19番	御殿谷一彦君	20番	佐竹康彦君
21番	床鍋義博君	22番	中野志乃夫君

欠席議員 (なし)

議会事務局職員 (5名)

事務局長	関田新一君	事務局次長	長島孝夫君
議事係長	尾崎潔君	主事	吉川和宏君
主事	須藤孝桜君		

出席説明員 (30名)

市長	尾崎保夫君	副市長	小島昇公君
教育長	真如昌美君	企画財政部長	並木俊則君
企画財政部参事	田代雄己君	総務部長	北田和雄君
総務部参事	鈴木俊雄君	市民部長	関田守男君
子ども生活部長	榎本豊君	福祉部長	吉沢寿子君
福祉部参事	広沢光政君	環境部長	田口茂夫君
都市建設部長	内藤峰雄君	学校教育部長	阿部晴彦君
社会教育部長	小俣学君	秘書広報課長	鈴木尚君
財政課長	川口荘一君	情報管理課長	菊地浩君

保険年金課長	嶋田 淳 君	子育て支援課長	高橋 宏之 君
保育課長	宮鍋 和志 君	子ども生活部 副参事	井上 誠二 君
青少年課長	中村 修 君	環境部副参事	中野 哲也 君
都市計画課長	神山 尚 君	土木課長	寺島 由紀夫 君
建築課長	中橋 健 君	下水道課長	佐伯 芳幸 君
区画整理課長	當摩 弘 君	社会教育課長	村上 敏彰 君

議事日程

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸報告
 - (1) 市長報告
 - (2) 議長報告
- 第 4 第 3 4 号議案 平成 2 5 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 5 第 3 5 号議案 平成 2 5 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 6 第 3 6 号議案 平成 2 5 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 第 3 7 号議案 平成 2 5 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第 3 8 号議案 平成 2 5 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第 3 9 号議案 平成 2 5 年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 第 5 号報告 平成 2 5 年度東大和市健全化判断比率について
- 第 1 1 第 6 号報告 平成 2 5 年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について
- 第 1 2 第 7 号報告 専決処分の報告について
- 第 1 3 第 2 号同意 東大和市教育委員会委員の任命について
- 第 1 4 第 3 号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 5 第 4 0 号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 6 第 4 1 号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
- 第 1 7 第 4 2 号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
- 第 1 8 第 4 3 号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例
- 第 1 9 第 4 4 号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 2 0 第 4 5 号議案 東大和市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 2 1 第 4 6 号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 2 2 第 5 3 号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について
- 第 2 3 第 4 7 号議案 平成 2 6 年度東大和市一般会計補正予算（第 2 号）
- 第 2 4 第 4 8 号議案 平成 2 6 年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

- 第25 第49号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第26 第50号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）
- 第27 第51号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第28 第52号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第29 陳情の付託

本日の会議に付した事件

議事日程第1から第29まで

午前 9時49分 開会・開議

○議長（尾崎信夫君） ただいまから、平成26年第3回東大和市議会定例会を開会いたします。

○議長（尾崎信夫君） 直ちに、本日の会議を開きます。

○議長（尾崎信夫君） ここで、本定例会における会期等議会運営に関する件について、議会運営委員会委員長、森田憲二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 森田 憲 二 君 登壇〕

○15番（森田憲二君） おはようございます。

去る8月27日、議会運営委員会が開催されましたので、その内容を御報告申し上げます。

まず本定例会の会期であります、本日9月2日より9月26日までの25日間といたします。

会議録署名議員は、5番 二宮由子議員、22番 中野志乃夫議員の両名であります。

本日は、会議録署名議員の指名、会期の決定、市長、議長の諸報告の後、第34号議案から第39号議案までの6議案を一括上程の後、議長発議により決算特別委員会を設置し、これを付託いたします。次に、第5号報告から第7号報告、第2号同意、第3号同意、第40号議案から46号議案、第53号議案、第47号議案から第52号議案まで順次審議した後、会期中審査分の陳情の付託を行います。

なお、第40号議案から43号議案、第53号議案は、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

本日、本会議終了後、全員協議会を開催いたします。

あす3日から5日までと8日、9日は一般質問となります。

なお、一般質問期間中、時間延長が必要な場合、議会運営委員会を開催せず議長発議により行います。また、午後4時30分以降新たに指名せずとなっておりますが、新たに指名できることといたします。また休憩時間は、おおむね1時間を目安にとるようにいたします。

以上3点について、今定例会に限り実施いたしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

6日、7日、10日から25日までは休会となります。

常任委員会、議会運営委員会、特別委員会の日程について申し上げます。

10日、総務委員会を午前9時半から。11日、厚生文教委員会を午前9時半から。12日、建設環境委員会を午前9時半から。16日、19日、22日、決算特別委員会を午前9時半から開会いたします。5日、決算特別委員会理事会を午後1時より、16日、決算特別委員会開会前に、また17日、午後3時から。22日、決算特別委員会審査終了後、開会をいたします。

なお、備考欄のほうに入っておりませんが、22日には審査終了後、決算特別委員会理事会を開催いたします。

22日の正午まで、閉会中審査分の請願、陳情の締め切り日となっております。提出があった場合、議会運営委員会を同日、午後1時より開会いたします。

26日、最終日は、常任委員会審査報告、決算特別委員会審査報告、議員提出議案審議、請願及び陳情の付託、継続審査議決、議員派遣議決の後、閉会となります。

閉会后、議員全員協議会を開催いたします。

備考欄をごらんいただきたいと思います。

決算特別委員会資料要求は4日、午後5時までといたします。議員提出議案の受け付け締め切りは18日正午まで。閉会中審査分の請願、陳情の受け付けは22日正午までであります。

案件の内訳ですが、報告案件3件、同意案件2件、議決案件20件、計25件となっております。

また、今定例会の一般質問通告者は18名であります。

8月27日正午までに受理した陳情は2件であります。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

[議会運営委員会委員長 森田憲二君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（尾崎信夫君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第78条の規定により、議長より指名いたします。

5番 二宮由子 議員

22番 中野志乃夫 議員

を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（尾崎信夫君） 日程第2 会期の決定を議題に供します。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日9月2日から9月26日までの25日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第3 諸報告

○議長（尾崎信夫君） 日程第3 諸報告を行います。

初めに、市長報告を行います。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） 皆さん、おはようございます。

市長報告を申し上げます。

主として関連する団体への出席、特に市長会関係の主な議事について申し上げるものでございます。資料を御配付いたしましたので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

初めに、7月7日に東京都市長会の厚生部会が開催されました。

議事1の平成27年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。34件の要望事項を取りまとめ、これを承認いたしました。

次に、同日7月7日に東京都市長会の環境部会が開催されました。

議事1の平成27年度東京都予算編成に対する要望事項（案）についてであります。18件の要望事項を取りまとめ、これを承認いたしました。

次に、7月25日に東京都市長会が開催されました。

議事1の東京都地域防災計画の修正についてであります。震災編では、「津波による人的被害ゼロ」を目指した迅速な避難対策と島嶼部の地域特性を踏まえた対策となっている。また風水害編では、世界的に多発する大規模水害の発生リスクが高まっていることや、大島での実災害の教訓を踏まえた対応力強化への取り組みであるとの説明が東京都からありました。

次に、議事2の羽田空港の機能強化に関する都及び関係区市連絡会の設置についてであります。国が設置する予定の羽田空港の機能強化に関する検討組織設置に向け、東京都と関係区市との意見交換の場としての連絡会の設置についての説明が東京都からありました。

次に、議事3の中央自動車道の渋滞対策（案）についてであります。2020年のオリンピック・パラリンピック大会の開催に備え、中央自動車道の渋滞発生を抑制するための対策について、中央自動車道渋滞対策促進協議会における検討状況の報告が東京都からありました。

次に、議事4の国民健康保険財政共同安定化事業の拡大に向けた対応についてであります。財政安定化連携会議を設置し、拠出金の拠出方法や激変緩和が検討されている。平成27年度以降は、国民健康保険の広域化の動向や市町村の意見を改めて聞きながら検討を行っていくとの説明が東京都からありました。

次に、議事5の多摩地域の下水汚泥の区部搬出の終了についてであります。平成23年度の福島第一原子力発電所の事故に伴い、これまで実施してきた多摩地域の放射能を含む汚泥の区部埋立処分場への搬出が終了した旨の報告が東京都からありました。

次に、議事6の後期高齢者医療広域連合からの報告についてであります。平成26年第1回広域連合議会臨時会に提出する案件の4件及び被保険者証の一斉更新、ジェネリック医薬品差額通知効果分析の報告、平成26年度医療費適正化施策について、東京都後期高齢者医療広域連合から説明がありました。

次に、議事7の平成27年度東京都予算編成に対する要望（案）についてであります。4部会でそれぞれ協議した内容をもとに要望事項をまとめ、「オリンピック・パラリンピック競技大会」開催に向けた支援についての項目を加えたもので作成し、これを承認いたしました。

次に、議事8の社会保障・税番号制度の円滑導入のための支援に関する緊急要請についてであります。総務・文教部会で検討し、本件については国の責任において早急に対応すべき事案であることから、国の所管省庁へ東京都市長会として要請を行うものとし、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

次に、7月30日に平成26年度東京都予算編成について、市長会の部会ごとに東京都の各局に対して要望活動をいたしました。多摩地域の各市が財政負担の増大に苦勞していることを訴え、予算編成に当たっての特段の配慮を求めました。

次に、8月22日、23日の1泊2日で山梨県富士吉田市内のホテルにて、東京都市長会及び部会合同研修会が開催されました。

議事1の各種審議会委員等の推薦についてであります。任期満了等に伴う委員の推薦依頼に対する候補者の選出について、これを承認いたしました。

なお、その他の議事につきましては、これを承認いたしました。

次に、部会合同研修会では、山梨県富士山科学研究所所長による「富士山の成り立ちと噴火による首都圏への影響について」の講演が行われました。その内容につきましては、火山灰の降下による交通困難や電波障害、電子機器への影響などについてでありました。

失礼いたしました。7月30日に行われました市長会の部会について、東京都の各局に対して要望活動を行いました。これは27年度予算、東京都の予算編成について要望を行ったことでございます。

以上で市長報告を終わります。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で市長報告を終了いたします。

次に、議長報告であります。議長職を副議長と交代いたします。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長（関田正民君） 議長報告終了までの間、議長職を交代いたします。

それでは、議長報告を行います。

〔議長 尾崎信夫君 登壇〕

○議長（尾崎信夫君） それでは、26年第3回市議会定例会議長報告を行わせていただきます。

まず初めに、7月3日に平成26年度東京河川改修促進連盟理事会が文京シビックセンターで開催されました。議事につきましては、平成25年度事業報告及び歳入歳出決算並びに会計監査報告を承認し、平成26年度事業計画（案）及び歳入歳出予算（案）、平成26年度分担金（案）を承認した後、後ほど報告にあります7月30日の総会及び促進大会についてを承認いたしました。

次に、7月29日に第46回三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会及び第33回多摩地域都市モノレール等建設促進協議会総会がパレスホテル立川で開催されました。

議事につきましては、それぞれ平成25年度の事業報告、同歳入歳出決算及び平成26年度事業計画（案）、同歳入歳出予算（案）の審議で、いずれも承認、可決いたしました。

その他、三鷹・立川間立体化複々線促進協議会総会においては、役員のうち副会長「9名」から「9名以内」に、また各市分担金を減額することとする内容の規約の改正が行われ、原案どおり可決し、また多摩地域都市モノレール等建設促進協議会において、役員改選が行われ、全員再任を決定いたしました。

次に、7月30日、東京河川改修促進連盟総会及び促進大会が日本青年館で開催されました。

内容につきましては、多くの議員の皆様が参加されておりますので省略させていただきますが、先ほど御報告いたしました7月3日の理事会の内容と同様であり、当日はそれぞれの案件を認定、決定等した後、意見発表、大会宣言、大会決議を行ったものであります。

次に、8月1日に東京都北多摩議長連絡協議会研修会が東京自治会館で開催されました。

研修会は、山梨学院大学教授の江藤俊昭氏により、「「住民自治の根幹としての議会」の動向と課題」と題

し、講演が行われたものであります。

次に、8月11日、東京都市議会議長会定例総会が東京自治会館で開催されました。

初めに、報告事項として、平成26年5月22日以降の会務報告のほか、平成26年度日中友好交流事業についてなど、計14件の報告が行われました。

次に、協議事項であります。都県提出議案につきましては、豊島区から提出のありました「法人住民税の一部国税化を行わないことを求める要望」を東京都市議会議長会として承認いたしました。

報告は以上であります。ただいま御報告いたしました関係資料につきましては、事務局に整理してありますので、後ほど御参照いただければと存じます。

以上で議長報告を終わります。

○副議長（関田正民君） 議長報告が終わりました。

質疑があれば承ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（関田正民君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

〔議長 尾崎信夫君 降壇〕

○副議長（関田正民君） 以上で議長報告を終了いたします。

議長職を交代いたします。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（尾崎信夫君） 以上で諸報告を終了いたします。

日程第4 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第5 第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第8 第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第9 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（尾崎信夫君） 日程第4 第34号議案 平成25年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 第35号議案 平成25年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 第36号議案 平成25年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 第37号議案 平成25年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 第38号議案 平成25年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 第39号議案 平成25年度東大和市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、以上6議案を一括議題に供します。

お諮りいたします。

第34号議案から第39号議案までの6議案については、本会議での提案理由の説明及び質疑を省略し、20人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員につきましては、委員会条例第8条第5項の規定により、議長が会議に諮り指名することとなっております。

お諮りいたします。

決算特別委員会委員に、森田真一議員、西川洋一議員、尾崎利一議員、実川圭子議員、二宮由子議員、和地仁美議員、関野杜成議員、中村庄一郎議員、根岸聡彦議員、押本 修議員、蜂須賀千雅議員、関田正民議員、関田 貢議員、森田憲二議員、東口正美議員、中間建二議員、御殿谷一彦議員、佐竹康彦議員、床鍋義博議員、中野志乃夫議員、以上20人を指名したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

決算特別委員会の運営については、協議機関として議会運営委員会委員をもって構成する決算特別委員会議事会を設置したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

日程第10 第5号報告 平成25年度東大和市健全化判断比率について

○議長（尾崎信夫君） 日程第10 第5号報告 平成25年度東大和市健全化判断比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） おはようございます。

ただいま議題となりました第5号報告 平成25年度東大和市健全化判断比率についてにつきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、御説明申し上げるものですが、健全化判断比率につきましては4つの指標が定められております。

4つの指標ですが、標準財政規模に対し、一般会計等の実質赤字額の割合を示す実質赤字比率、標準財政規模に対し、全会計の実質赤字額の割合を示す連結実質赤字比率、標準財政規模等に対し、一般会計等が負担する元利償還金等の割合を示す実質公債費比率、そして標準財政規模等に対し、一般会計等が将来負担する実質的負債額の割合を示す将来負担比率であります。

また、4つの指標のうち、いずれか1つの指標が別に定められる早期健全化基準以上の数値となった場合、議会の議決を経て、財政の状況が悪化した要因の分析を踏まえ、その改善を内容とする財政健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、健全化判断比率の内容につきまして御説明申し上げます。

実質赤字比率は、一般会計の決算が黒字となり、赤字が生じていないことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は12.72%であります。

連結実質赤字比率につきましても、一般会計及び5特別会計の決算収支の合計が黒字となっていることから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は17.72%であります。

次に、実質公債費比率であります。公債費の減額等により0.3%となりました。なお、早期健全化基準は25.0%であります。

将来負担比率は、控除財源となる充当可能財源等が将来負担額を上回り、将来負担額がマイナスとなったことから算出数値は空欄であります。なお、早期健全化基準は350.0%であります。

以上のように、平成25年度決算におきましては、4つの指標全てが早期健全化基準以下となっており、また実質公債費比率等の数値は前年度の数値より改善されていることから、東大和市の財政は、これらの比率において健全な状況にあるものと考えております。

なお、今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、健全化判断比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 前回は将来負担比率、数字が出てないんですけども、マイナスの数字、計算すると出てくるということで、その点、昨年も伺ったと思いますが、その数字を伺います。将来負担比率について、そのマイナスも含めて、過去5年ぐらいの数値がわかればあわせて伺います。

それで、この将来負担比率がマイナスになっているという問題ですけども、まあ簡単に言ってしまうと、市が自力の財政力の中で負債等を返済できるというふうに理解していますけれども、そこら辺の理解でいいかどうか、その点についても伺います。

○財政課長（川口荘一君） 今回の健全化判断比率における将来負担比率が算定されないということで、将来負担そのものが分子の部分でマイナスになったということで、数値のほうは算定されておられません。平成25年度決算に基づく将来負担比率における分子となる将来負担額でございますけれども、将来負担については約で申し上げますと274億6,500万円ほどの数値の算定となりました。そこから充当が可能となる財源ですね、例えば基金の積立金等になりますが、この充当可能財源が約で申し上げますと302億3,000万円ほどということになりますので、充当可能財源のほうが多く算定されたことによって、分子となる将来負担そのものがマイナスになったというところでございます。

続きまして、この将来負担の過去5年の状況ということでございますけれども、将来負担比率そのものは平成24年度から算定がされなくなったということで、数字のほうは現在細かいところは把握しておりませんが、平成24年度、そして今年度ということで将来負担そのものがマイナスとなっております。過去5年からのこれまでの経過というところでございますけれども、先ほど申し上げたとおり充当可能財源が基金の積み立ての増加に伴いまして年々増加が図られているというようなところから、数字の減少と24年度からこの比率の

算定がされなくなったというような状況でございます。

最後に将来負担そのものがマイナスになったという理由でございますけれども、繰り返すようではございますけれども、25年度決算におきましては将来負担額に対する充当可能財源が大きく算定されたというところで、今回充当可能財源が前年度と比較いたしますと約7億6,000万円ほど増加しております。これは充当可能となる基金のほうで、25年度におきましては9億を超える額が増加したということによりまして、将来負担のほうでマイナスになったというところでございます。

以上です。

○18番（中間建二君） 健全化判断比率についての確認なんです、今回のこの数値だけでは、東大和市の財政状況をどういふふうに見るかというときに、いわゆるこの決算数値が黒字だということはわかるんですけども、この数値が出てこないの、なかなかこの市の財政状況そのものは、この数値だけでは判断できないわけですが、一つは端的に東大和市の今の財政状況というのをどういふふうに見ていらっしゃるのかということをお尋ねしたいのと、もう一点は実質公債費比率は前年度から改善をしてる。ここはこの数値で見えるわけですが、これについては単純にこの東大和市の過去の市債が、順調に償還がなされてきているということの数値のあらわれであるという認識でいいかどうか、この点について確認させていただきたいと思っております。

○企画財政部長（並木俊則君） まず1点目の現在当市におけます財政状況の全体的なところでございますが、今健全化判断比率等について、全体的な数値につきましては、このような形ということで御報告申し上げたところでございますが、ここの4つの指標だけでは、なかなか全体の部分がということはおっしゃっておりでございます、私どもこういうような報告をすべき健全化判断比率の数値につきましては、こういうことでございますということの中で、数値が出ないもの、あるいは実質公債費比率みたいに、ここ数年下がっているもの。特に今回実質公債費比率につきましては、前年から比べましても1.3ポイントという、これ私どもからすればかなり大きなポイントでありまして、1.3ポイントが減になると、これは改善ということになります。そうしまして前年、24年度の決算が1.6でしたので、0.3になってるということで、これは大幅に改善されてるということになります、全体的な財政状況からしますと、現在こういうような比率、指標につきましては数値的には良好なものというふうに判断はします。

今後この財政状況が、将来的に見まして数年はこのような形になるかと想定はできますが、今後の市の大規模な事業と、これからの社会保障関係の費用の増等を考えますと、それぞれの数値につきましては、今まで下がってきたものが上昇するのではないかという見込みは立てております。ただ25年度の決算からしますと、経常収支比率についても90.1%ということで、これは現在速報値ということで東京都と調整する数字でございますが、経常収支比率についても24年度決算に比べて25年度は下がってるということもございまして、25年度の部分からしますと数値等は良好、ただ今後の財政状況は注視しなければいけないというようなことで思っているところでございます。

それと2点目でございますが、実質公債費比率につきましては先ほど申し上げましたが、このような形で減ということで改善はされておりますが、今申し上げましたように平成27年度以降、当市におきましては大規模な事業を実施する考えを持っておりますので、それにつきましては事業債のほうを、かなり多額なものを起債を起さないと事業化に結びつきませんので、そういうようなものが、元金等が据え置き期間後、返還になるというところでは、この実質公債費比率につきましては上昇するという考えを持っております。

以上でございます。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第5号報告を終了いたします。

日程第11 第6号報告 平成25年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について

○議長（尾崎信夫君） 日程第11 第6号報告 平成25年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第6号報告 平成25年度東大和市下水道事業特別会計及び東大和市土地区画整理事業特別会計資金不足比率についてにつきまして、御説明を申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、御説明申し上げるものであります。

資金不足比率は、各公営企業の事業規模に対する資金不足額の割合を示したものでありますが、この比率が別に定められる経営健全化基準以上の数値となった場合、資金不足比率の改善を内容とする経営健全化計画を定めなければならないこととされております。

それでは、下水道事業特別会計及び土地区画整理事業特別会計における資金不足比率につきまして御説明申し上げます。

平成25年度決算における資金不足比率は、下水道事業特別会計、土地区画整理事業特別会計ともに資金不足が生じていないことから算出数値は空欄となっております。なお、経営健全化基準は20.0%であります。

今回の報告に当たりましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、資金不足比率及び算定の基礎となる事項を記載した書類について、監査委員の審査に付した結果、別添の意見書のとおり適正に作成されているとの内容で、御意見をいただいたところであります。

以上でございます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

以上で、第6号報告を終了いたします。

日程第12 第7号報告 専決処分の報告について

○議長（尾崎信夫君） 日程第12 第7号報告 専決処分の報告について、本件の報告を行います。

報告を求めます。

[副市長 小島昇公君 登壇]

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第7号報告 専決処分の報告につきまして、御報告申し上げます。

御報告の内容は、平成26年2月14日から15日にかけての大雪により、（仮称）東大和郷土美術園の隣接地において発生いたしました物損事故についてでございます。

議会の議決により指定されました「損害賠償額の決定及び和解に関する市長の専決処分について」に基づき、平成26年7月9日付で専決処分を行いましたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、御報告申し上げます。

損害賠償額につきましては44万5,500円で、相手方は東大和市清水3丁目784番地の14、池谷國夫氏であります。

事故の内容でございますが、平成26年2月14日の大雪の際、（仮称）東大和郷土美術園所在の樹木から張り出した枝に積もった雪が落下し、相手方所有地内のビニールハウスを損壊させたものでございます。

事故の状況から、美術園の樹木の管理に瑕疵があるとして示談したもので、ビニールハウスの損害額として44万5,500円を相手方に支払うものでございます。

なお、相手方に支払います損害賠償額は、市が加入する全国市長会市民総合賠償補償保険により全額補填されるものであります。

事故後におきましては、当該樹木の隣接地への張り出した枝を伐採し、今回のような事故が起きないように措置を施しました。今後、近隣の家々に今回のような被害が及ばないよう美術園の適正管理に努めてまいります。

以上でございます。よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 報告が終わりました。
質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。
以上で、第7号報告を終了いたします。

日程第13 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について

○議長（尾崎信夫君） 日程第13 第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[市長 尾崎保夫君 登壇]

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市教育委員会委員のうち、土田 豊委員が平成26年9月30日をもって任期満了となるこ

とに伴い、後任の委員を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました藤宮志津子氏は、昭和46年に大学を卒業後、大和富士幼稚園の教諭となり、さらに昭和51年には同幼稚園の副園長に就任して以来、今日に至るまで多くの園児の教育に尽力してきた方であります。また、現在は東大和市要保護児童対策地域協議会のメンバーとしても活躍しております。

このことから、教育について豊富な経験と広い識見を有し、かつ人望も厚い藤宮志津子氏が適任であると考え、東大和市教育委員会委員として任命いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願いを申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第2号同意 東大和市教育委員会委員の任命について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第14 第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（尾崎信夫君） 日程第14 第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔市長 尾崎保夫君 登壇〕

○市長（尾崎保夫君） ただいま議題となりました第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任についてにつきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

本案は、東大和市固定資産評価審査委員会委員のうち、北田則行委員が平成26年9月30日をもちまして任期満了となることに伴い、後任の委員を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

御提案申し上げました玉盛勝久氏は、平成16年に司法試験に合格後、司法修習を経て平成19年に弁護士登録を行い、複数の法律事務所で勤務を経た後、市内に法律会計事務所を開設されました。平成22年には税理士としての登録も行い、現在は法務と税務の両分野で幅広く活躍されております。

このことから、法律と税について広い認識を有し、固定資産の評価にも明るく、人望も厚い玉盛勝久氏が適任と考え、東大和市固定資産評価審査委員会委員として選任いたしたく、ここに御提案申し上げる次第であります。

なお、氏名、生年月日、住所につきましては、お手元の議案書に記載のとおりであります。

よろしく御審議の上、御同意を賜りますようお願い申し上げます。

〔市長 尾崎保夫君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

お諮りいたします。

討論を省略して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を省略いたします。

採決いたします。

第3号同意 東大和市固定資産評価審査委員会委員の選任について、本案を同意と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を同意と決します。

日程第15 第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第15 第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第40号議案 東大和市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を、市の条例で定める必要があることから、御提案申し上げるものであります。

家庭的保育事業等とは、比較的小規模な保育事業である家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業の4事業のことであります。これらの事業を行う者は、市の条例で定める基準に従うことが求められております。また、これらの事業の認可権限を市長が行使することとなりますので、この条例は認可における審査の基準としても機能するものであります。

本条例につきましては、条数が51条にわたるものであるため、議案資料を別途用意し、御配付させていただきました。

条例の内容につきましては、この議案資料に基づいて御説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きいただきたいと存じます。

この表は、今回御提案する条例で規定する事項を一覧にしたものであります。

この表の左側には、市の条例案の条番号及び見出しが記載されております。また右側には、厚生労働省令の条番号及び条ごとに従うべき基準か参酌すべき基準かの区分を記載しております。

本条例につきましては、児童福祉法の規定により、厚生労働省令である家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に従い、または参酌して定める必要があることから、条文ごとにその区分を表記したものであります。

また、市の条例案において太字で記載されております部分は、市の独自基準であります。暴力団の排除と非常災害対策の2つの項目が記載されております。なお、従うべき基準及び参酌すべき基準の意味、並びに独自基準の内容につきましては、議案資料の2ページ及び3ページにおきまして御説明させていただきます。

それでは、第1章の総則から御説明させていただきます。

この章では、本条例の趣旨、使用する用語の定義、基準の目的、市の責務、家庭的保育事業者等の責務、一般原則など、総則的な事項や基準を定めております。

議案資料の2ページをごらんください。

第2章から第5章までは、章ごとにそれぞれの事業の設備及び運営に関する基準を定めております。

第2章の家庭的保育事業とは、家庭的保育を行う者が、その居宅において保育を行う事業のことであります。通称「保育ママ」と呼ばれております。

第3章の小規模保育事業とは、利用定員が6人以上19人以下の小規模施設において保育を行う事業であります。職員の配置や資格の違い等から、A型、B型、C型に分かれております。

第4章の居宅訪問型保育事業とは、保育を必要とする児童の居宅において保育を行う事業のことであります。ベビーシッターをイメージしていただければわかりやすいと存じます。

第5章の事業所内保育事業は、事業主が、その雇用する労働者の児童を保育するための設置した施設において、雇用者以外の者の児童も保育する事業のことであります。

これらの事業の種類ごとに、設備の基準、職員など必要な基準を定めております。

第6章は委任であります。必要な細目等の事項につきまして、市長が別に定めるとするものであります。

続きまして、同じページの表の下の備考をごらんください。

備考の1は、独自基準に関することですので、3ページにおいて御説明させていただきます。

備考の2及び3は従うべき基準及び参酌すべき基準につきまして記載しております。市が条例を定めるに当たって、基準となる厚生労働省令には、従うべき基準と参酌すべき基準の2種類がございます。

このうち「従うべき基準」とは、法令の基準と異なるものを定めることは許されないものの、その基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許されるものであります。主な事項といたしましては、虐待禁止や食事、秘密保持等に関する基準や、職員の職種や人数などの人員に関する基準がこれに当たります。

次に、「参酌すべき基準」とは、法令の基準を十分参酌した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることも許されるものであります。主な事項といたしましては、非常災害対策や健康診断、調理設備以外の設備や備品などの基準がこれに当たります。

続きまして、議案資料の3ページをお開きください。

本条例の制定に当たっては、子ども・子育て支援が新制度として開始されることを踏まえ、近隣自治体との均衡を保つことも考慮して、厚生労働省令の基準に適合して定めることを基本といたしました。

その上で、市独自の基準を2点、定めております。

このページの表の右側が厚生労働省令の条文、左側が市の条例案の条文であり、独自部分は太字で示しております。

1点目は、暴力団の排除の規定であります。

市では、暴力団排除条例を定め、平成25年1月1日から施行しているところであります。この条例の趣旨を踏まえ、家庭的保育事業等の組織及び職員から暴力団を排除し、安心して利用できる環境を整備する必要があると判断したことから、本条例に定めたものであります。

2点目は、非常用食料等の備蓄であります。

東日本大震災等を踏まえ、大規模な災害が発生した場合に、保護者が事業所に迎えに行くことが困難となり、結果として乳幼児等が家庭的保育事業所等に待機することも想定されるため、非常用食料等の備蓄につきまして、本条例に定めたものであります。

以上が本条例の内容であります。

最後に、本条例の附則につきまして御説明させていただきます。

本条例の施行日につきましては、附則の第1項において、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行日」としております。

なお、この法律の施行日は、子ども・子育て支援法の施行日と同じ日であり、その日は「政令で定める日」としてありますが、その政令はまだ公布されておられません。しかし、政府は、この法律を、平成27年4月1日に施行するように準備を進めており、市といたしましても同日に施行することを前提に事務を進めております。

附則第2項は、食事の提供に関する経過措置の規定で、施行日前から保育業務を運営していた施設または事業を行う者が、家庭的保育事業等の認可を得た場合の調理設備及び調理員に関する基準の緩和の規定であります。附則第3項は、特定の条件による連携施設の確保義務の緩和の規定、附則第4項は、小規模保育事業B型等の職員のみなし規定、附則第5項は、小規模保育事業C型の利用定員の特例に関する規定であります。これらは、いずれも施行日から5年間の経過措置を定めるものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○4番（実川圭子君） 1点、市独自基準についてお伺いします。

市の独自基準ということで、非常用の食料などの備蓄についても入れていただいたということで、これはとてもいいかなと思いますけれども、この家庭的保育事業者等などは、小規模で経営などもかなり大変なことだと思いますけれども、これに関して非常食用の食料の備蓄について、市の支援ですとかあるいは、まあ一度そろえたらそれで済むということではなくて、買いかえなどもありますので、そのあたり市ではどのような支援ができるか考えてるところがありましたら教えてください。

○子ども生活部長（榎本 豊君） 現在の制度でも施設機能強化推進費加算というのがございまして、こちらにつきましては施設の防災の充実、強化ということで、防災備品とか防災の食料の備蓄に充てられる補助がございます。年間1施設当たり15万円でございますけれども、現在それぞれ国、都、市の負担率がございまして、新制度になりましてもこの制度は残るといって、さらには家庭的保育事業施設全部に対して、この加算があるということでございますので、施設におきましてはこれらの推進費加算を活用されて、備蓄していただければと思っております。

以上です。

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時49分 休憩

午前10時59分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第16 第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第16 第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第41号議案 東大和市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、先ほどの第40号議案と同様に、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を、市の条例で定める必要があること

から、御提案申し上げるものであります。

特定教育・保育施設とは、施設型給付費の支給対象となる特定教育・保育を提供する施設としての認定こども園、幼稚園及び保育所をいうものであります。また、特定地域型保育事業とは、地域型保育給付費の支給対象となる特定地域型保育を行う事業をいうものであります。なお、特定地域型保育事業には、第40号議案で御説明させていただきました家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業が含まれるものであります。

特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、市の条例で定める基準に従って、特定教育・保育または特定地域型保育を提供するものであります。また、市は施設型給付費または地域型保育給付費を支給するに当たっては、この条例に照らして審査の上、支払うこととしております。

本条例につきましては、条数が55条にわたるものであるため、議案資料を別途用意し、御配付させていただきました。

条例の内容につきましては、この議案資料に基づいて御説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

この表は、今回御提案する条例の規定する事項を一覧にしたものであります。

この表の左側には、市の条例案の条番号及び見出しが記載されております。また、右側には内閣府令の条番号及び条ごとに従うべき基準か参酌すべき基準かの区分を記載しております。

本条例も第40号議案と同様に、子ども・子育て支援法の規定により、内閣府令である特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、または参酌して条例を定める必要がありますことから、その区分を表記したものであります。

なお、「従うべき基準」と「参酌すべき基準」の意味につきましては、第40号議案で御説明させていただいたものと同様でございます。

また、市の条例案において、太字で記載されております部分は、市の独自基準であります。暴力団の排除と非常用物資の備蓄の2つの項目が記載されております。

それでは、第1章の総則から御説明させていただきます。

この章では、本条例の趣旨、使用する用語の定義、一般原則、暴力団の排除など、総則的な事項や基準を定めております。

第2章は、特定教育・保育施設の運営に関する基準の章であります。

第1節、利用定員に関する基準、第2節、運営に関する基準、議案資料の2ページに移りまして、第3節、特例施設型給付費に関する基準につきまして、必要な事項を定めております。

続きまして、同じページの第3章は、特定地域型保育事業の運営に関する基準の章であります。第2章と同様に、利用定員に関する基準、運営に関する基準、特定地域型保育給付費に関する基準につきまして、第1節から第3節までに区分して定めております。

第4章は委任であります。必要な細目等の事項につきまして、市長が別に定めるとするものであります。

この表の備考は、「従うべき基準」や「参酌すべき基準」等の意味につきまして定めたものであります。

続きまして、議案資料の3ページをお開きください。

本条例の制定に当たりましては、第40号議案と同様の考えに基づき、内閣府令の基準に適合して定めることを基本としながら、一部につきまして市の独自基準を定めております。

市の独自基準は2点ございます。

1点目の暴力団の排除。特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の組織及び職員から暴力団を排除し、安心して利用できる環境を整備するための規定であります。

2点目の非常用食料等の備蓄は、大規模災害が発生した場合に、利用者等が特定教育・保育施設に待機することも想定されるため、非常用食料の備蓄につきまして定めたものであります。なお、特定地域型保育事業につきましても、備蓄の規定が準用されております。

これらは、いずれも第40号議案の独自基準と同様の規定であります。

以上が本条例の内容であります。

最後に、本条例の附則につきまして御説明させていただきます。

本条例の施行日につきましては、附則第1項において、「子ども・子育て支援法の施行の日」としております。この法律の施行日は、「政令で定める日」としておりますが、その政令は、第40号議案で御説明させていただきましたとおり、まだ公布されておられません。政府は、平成27年4月1日の施行に向けて準備を進めており、市といたしましても同日に施行することを前提に事務を進めております。

附則第2項及び第3項は、特定保育所に関する特例を定めたもので、法附則第6条の規定により、民間保育園につきましては、当分の間、改正前の児童福祉法と同様の制度で保育を提供することから、所要の読みかえ等を定めたものであります。

附則第4項及び第5項は、施設型給付費等に関する経過措置の規定で、緊急時や認定区分に対応する施設がない等の理由で、特別利用保育等を提供する場合における施設型給付費等に関する読みかえ規定であります。

附則第6項は、小規模保育事業C型の利用定員の特例に関する規定、附則第7項は、特定地域型保育事業者に関する連携施設の確保義務の緩和の規定であります。これらは、いずれも施行の日から5年間の経過措置を定めるものであります。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第17 第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第17 第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第42号議案 東大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、第40号議案及び第41号議案と同様に、平成27年4月の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い、放課後児童健全育成事業の設備や運営に関する基準を、市の条例で定める必要がありますことから、御提案申し上げるものでございます。

放課後児童健全育成事業とは、小学校に就学し、かつ保護者が労働等で昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を与えて、健全な育成を図る事業のことでございます。

新しい放課後児童健全育成事業の対象者は、従来のおおむね10歳未満の児童から小学校に就学している児童に拡大されました。その他、放課後児童健全育成事業の設備及び運営につきましては、市の条例で定める基準に適合することが求められております。

今回その基準となる条例を御提案するものでございますが、本条例につきましては、条数が23条にわたるものであるため、議案資料を別途用意し、御配付させていただきました。

条例の内容につきましては、この議案資料に基づきまして御説明させていただきます。

議案資料の1ページをお開きください。

この表は、今回御提案する条例で規定する事項を一覧にしたものでございます。

本条例は、児童福祉法の規定により、厚生労働省令である放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の規定に従い、または参酌して定める必要があります。そのため第40号議案及び第41号議案と同様に、この表の左側には、市の条例案の条番号及び見出しを記載し、右側には厚生労働省令の条番号及び従うべき基準または参酌すべき基準の区分を記載し、対比できるようにしたものであります。

太字で記載されております部分は、市の独自基準であります。

それでは、第1条から御説明させていただきます。

第1条から第5条までの規定は、本条例の趣旨、基準の目的、市の責務など、放課後児童健全育成事業に関する総則的な事項や基準を定めております。

第6条、第7条及び第16条は、市の独自基準となります。後ほど、この資料の3ページにおきまして御説明させていただきます。

その他の条文であります第8条から第21条まで及び議案資料の2ページの上部に記載されております第22条の規定は、職員、設備、開所時間など、放課後児童健全育成事業の事業運営に必要な基準を定めております。

第23条は委任の規定であります。必要な細目等の事項につきまして、市長が別に定めるとするものであります。

この表の備考は、「従うべき基準」、「参酌すべき基準」等の意味につきまして定めたものであります。

続きまして、議案資料の3ページをごらんください。

本条例の制定に当たりましては、第40号議案及び第41号議案と同様の考えに基づき、厚生労働省令の基準に適合して定めることを基本としながら、一部につきまして市の独自基準を定めております。

市の独自基準は3点ございます。

1点目は、暴力団の排除の規定であります。2点目は、非常用食料等の備蓄に関するものであります。これらは、いずれも第40号議案及び第41号議案の独自基準と同様の規定であります。

3点目は、文書の保存年限に関するものであります。放課後児童健全育成事業の利用を開始した児童は、小

学校の最終学年まで利用できるようになったことを考慮して、処遇の状況を明らかにする帳簿の保存年限を5年間としたものであります。

以上が本条例の内容であります。

最後に、本条例の附則につきまして御説明させていただきます。

本条例の施行日につきましては、附則第1項において、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日」としております。この施行日は、第40号議案及び第41号議案と同様に、平成27年4月1日を想定しております。

附則第2項は、職員の要件を定める第11条第2項につきまして、平成32年3月31日までの間の緩和措置のための読みかえ規定であります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第18 第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第18 第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第43号議案 東大和市立学童保育所条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、子ども・子育て支援新制度の一環として、児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の対象児童が拡大されたことから、学童保育所の入所要件をこれに適合させるために、本条例の一部改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、御説明申し上げます。

第5条第1項第2号は入所要件の規定で、これまで小学校第1学年から第3学年までとしていた学年要件を削り、小学校に就学している児童を対象とするための改正であります。

第5条第2項第2号は、利用が制限される児童に関する規定で、学童保育所を利用することができない児童として、心身に著しい障害を有する児童を定めておりました。この場合の「著しい障害」の要件は、先ほど御説明させていただきました第5条第1項第2号のただし書きの反対解釈に求めておりました。

今回の改正で、このただし書きが削られることに伴い、その要件に関する規定を整備する必要があるため、

規則委任に関する文言を追加するものであります。なお、規則で定める要件につきましては、改正前と同一の内容とする考えであります。

最後に附則であります。

本条例の施行日につきましては、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日」としております。この施行日は、第42号議案と同様に、平成27年4月1日を想定しております。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第19 第44号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第19 第44号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第44号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、医療費の助成を受けた事由が第三者行為による場合につきまして、必要な規定を設けるものであります。

医療費の助成を受けた事由が、交通事故などの第三者行為によって生じた場合には、助成対象者に、その旨を届け出させることや、助成した額を限度として、損害賠償請求権を市に譲渡すること及び譲渡等を怠った場合に、助成費を返還させること等について、規定を整備するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第9条は、届け出義務の規定で、第3項を追加して、医療費の助成を受けた事由が第三者行為によって生じた場合に、所定の事項を届け出なければならないことを定めるものであります。

第11条は、既存の条文を全部改めて、損害賠償の請求権の譲渡の規定とするものであります。

第1項は、第三者行為によって医療費の助成を受けた対象者は、その第三者に対する損害賠償請求権を、助成の範囲で市に譲渡することについて定めるものであります。

第2項は、対象者が譲渡した旨を第三者に通知することを定めるものであります。市が債権譲渡の対抗要件を備えるための規定であります。

次に、委任の規定である第12条を第13条とし、新たに第12条を追加するものであります。

新たな第12条は、助成費の返還等の規定で、第1項は、従来から定められていた不正行為に加えて、今回の改正で追加された届け出、譲渡及び通知の各行為を対象者がしない場合にも、助成を受けた額の全部または一部を返還させることを定めるものであります。

第2項は、対象者が第三者から賠償を受けたときは、二重取りを回避するために、賠償の範囲で助成しないこと、または既に助成していた場合は返還させることを定めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成26年10月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第9条、第11条及び第12条の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成に適用することを定めるものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第44号議案 東大和市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第20 第45号議案 東大和市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第20 第45号議案 東大和市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第45号議案 東大和市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は、先ほど御審議いただきました第44号議案と同様に、医療費の助成を受けた事由が第三者行為による場合において、損害賠償請求権の譲渡や助成費の返還等、必要な規定を整備するものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第9条は、届け出義務の規定で、新たに加える第3項は、医療費の助成を受けた事由が第三者行為によって生じた場合の届け出について定めるものであります。

第11条は、既存の条文を全部改めて、損害賠償請求権の譲渡の規定とするもので、第1項は、対象者が第三者に対する損害賠償請求権を助成の範囲で市に譲渡することを定め、第2項は、債権譲渡の対抗要件を備えるための第三者に対する通知について定めるものであります。

次に、委任の規定である第12条を第13条とし、新たに助成費の返還等の規定として第12条を追加するものであります。

第12条第1項は、不正行為があった場合や今回の改正で追加された届け出、譲渡等の各行為を怠った場合の助成費の返還について定めるものであります。

第2項は、対象者が第三者から賠償を受けたときは、その範囲で助成しないことや、既に助成していた場合の返還について定めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成26年10月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第三者行為に関する各規定について、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成に適用することを定めるものであります。

以上であります。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第45号議案 東大和市乳幼児医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第21 第46号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例

○議長（尾崎信夫君） 日程第21 第46号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第46号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の主な改正は、第44号議案及び第45号議案と同様に、医療費の助成の原因が第三者行為である場合において、必要な規定を設けるものであります。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

第2条は、定義の規定で、児童が就学することにより、乳幼児医療費助成制度から本制度に移行して助成を受けることを踏まえ、対象年齢を正確に規定するための改正であります。

第9条は、届け出義務の規定で、新たに加える第3項は、医療費の助成を受けた事由が第三者行為によって生じた場合の届け出について定めるものであります。

第11条は、既存の条文を全部改めて、損害賠償請求権の譲渡の規定とするもので、第1項は、対象者の有する損害賠償請求権を市に譲渡することを定めるものであり、第2項は、債権譲渡の対抗要件としての通知について定めるものであります。

次に、委任の規定である第12条を第13条とし、新たに助成費の返還等の規定として第12条を追加するものであります。

第12条第1項は、不正行為や今回追加された譲渡等を怠った場合の助成費の返還について定めるものであります。

第2項は、対象者が第三者から賠償を受けた場合に、助成しないこと等を定めるものであります。

最後に、附則であります。

附則第1項は、本条例の施行日を平成26年10月1日とするものであります。

附則第2項は、改正後の第三者行為に関する各規定について、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成に適用することを定めるものであります。

以上であります。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第46号議案 東大和市義務教育就学児医療費助成条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第22 第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について

○議長（尾崎信夫君） 日程第22 第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定について、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第53号議案 東大和市体育施設等の指定管理者の指定についてにつきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

東大和市体育施設等につきましては、地方自治法第244条の2の規定に基づく指定管理者制度を平成22年4月1日から導入し、指定管理者による施設の管理運営を行ってまいりました。

東大和市体育施設等の現在の指定管理者の指定の期間が平成27年3月31日までとなっていることから、改めて東大和市体育施設等に関する条例第15条の規定に基づきまして、当該施設の管理・運営を行う指定管理者を公募し、選定いたしました。その結果、次に申し上げます団体を指定管理者として指定いたしたく、地方自治法第244条の2第6項及び東大和市体育施設等に関する条例第15条第4項の規定に基づきまして、御提案申し上げます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称であります、東大和市民体育館、東大和市民

プール、東大和市立桜が丘市民広場、東大和市上仲原公園野球場、陸上競技場を含む及び東大和市上仲原公園テニスコートの5施設でございます。

2の指定管理者となる団体の名称、所在地及び代表者であります。団体の名称は「ロンド・スポーツ 城西企業共同事業体」でございます。この共同事業体は2社で構成されておりまして、代表団体は、株式会社ロンド・スポーツ、東京都東村山市栄町1丁目28番地の1、代表取締役、高橋健介でございます。構成団体は、株式会社城西企業、東京都練馬区関町南1丁目12番4号2階、代表取締役、加藤裕之でございます。

3の指定期間は、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間でございます。

なお、選定に当たりましては、東大和市指定管理者選定委員会により、応募団体の2団体を第1次審査通過団体といたしました。その後、2団体に対しまして第2次審査を実施し、指定管理者候補者を選定したものであります。

また、議案資料といたしまして、「東大和市体育施設等の指定管理業務に関する基本協定書（原案）」を、「基本事業計画書」、「収支予算書」、こちらを御配付させていただきました。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

本案は会議規則第36条第1項の規定により、厚生文教委員会に審査を付託いたします。

日程第23 第47号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第2号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第23 第47号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第47号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成26年度の予算執行も期間半ばに差しかかっておりますが、歳入では、平成25年度決算に基づく剰余金や、平成26年度普通交付税の金額が確定し、歳出におきましては、決算剰余金の一部について基金に積み立てを行い、また定員の拡大を伴う民間保育園の施設整備に係る経費や、新たな定期予防接種に係る経費の増額など、歳入歳出予算の補正が必要になりました。

これらに加えて、限度額を増額補正する地方債の変更が必要となりますことから、御提案申し上げるものでございます。

それでは、内容につきまして御説明申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと思います。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ15億6,786万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ300億1,138万3,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は、「第2表地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

ここでは、各款における主な補正項目の御説明とさせていただきます。

1の歳入であります。

第8款の地方特例交付金は533万2,000円の増額で、交付額の決定に伴う増額であります。

第9款の地方交付税は7,165万8,000円の増額で、平成26年度の交付額の決定に伴い、普通交付税を増額するものであります。

第12款の使用料及び手数料は1,960万円の増額で、家庭廃棄物処理手数料の増額であります。

第13款の国庫支出金は7,468万円の増額で、社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金の増額等であります。

第14款の都支出金は5,747万4,000円の増額で、保育所緊急整備事業補助金の増額や、待機児童解消区市町村支援事業等補助金の計上等であります。

第15款の財産収入は52万4,000円の増額で、財政調整基金利子の増額等であります。

第16款の寄附金は999万8,000円の増額で、一般寄附金及び民生費寄附金の増額であります。

第17款の繰入金は1億2,480万9,000円の増額で、財政調整基金取り崩しの減額及び平成25年度の精算に伴う特別会計繰入金の計上であります。

第18款の繰越金は11億2,786万4,000円の増額で、決算剰余金の確定に伴う前年度繰越金の増額であります。

第19款の諸収入は2,618万8,000円の増額で、平成25年度の精算に伴う過年度の国庫負担金等の計上であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第20款の市債は4,974万2,000円の増額で、発行可能額の確定に伴う臨時財政対策債の増額等であります。

次に、4ページをごらんいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の総務費は1億6,252万円の増額で、社会保障・税番号制度関連システム整備事業費や、平成25年度の精算に伴う福祉関係返還金の計上等であります。

第3款の民生費は1億3,107万円の増額で、保育士等の処遇改善に係る民間保育園運営委託・補助事業費の増額や、紫水保育園の施設整備に係る民間保育園施設整備補助事業費の増額等であります。

第4款の衛生費は6,486万5,000円の増額で、予防事業費及び清掃管理事務費の増額であります。

第7款の商工費は46万円の増額で、市内における創業を支援するため、商工振興対策事業費を増額するものであります。

第8款の土木費は6,507万円の増額で、コミュニティバス運行事業費等の増額や、下水道事業特別会計等への繰出金の減額であります。

第9款の消防費は403万4,000円の増額で、消防団活動費及び災害対策事業費の増額であります。

第10款の教育費は275万円の増額で、小学校運営費及び中央図書館事業費の増額であります。

第12款の諸支出金は11億3,710万円の増額で、決算剰余金の一部を原資分として財政調整基金に積み立てし、また将来における公債費の償還財源や公共施設等の整備財源として、一般会計減債基金、施設整備等基金などにつきましても、それぞれ積み立てを行うものであります。

5ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表地方債補正で、1の変更であります。

小学校2校、中学校3校における校舎外壁改修事業は、起債対象事業費の変更に伴い限度額を増額し、臨時財政対策債につきましては、発行可能額の確定に伴い限度額を増額するものであります。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては、企画財政部長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○企画財政部長（並木俊則君） これより、事項別明細書の説明を申し上げます。

7ページをお開きください。

歳入の説明を申し上げます。

8款地方特例交付金、1項1目1節地方特例交付金は533万2,000円の増額であります。平成26年度交付額の決定に伴いまして、増額するものであります。

9ページをお開きください。

9款地方交付税、1項1目1節地方交付税は7,165万8,000円の増額であります。平成26年度の普通交付税額が17億7,165万8,000円に決定しましたので、増額をするものであります。

11ページをお開きください。

12款使用料及び手数料、2項手数料、4目衛生手数料、2節清掃手数料は1,960万円の増額であります。平成26年10月1日から施行いたします家庭廃棄物の有料化に係る処理手数料を増額するものであります。

13ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金は7,468万円の増額であります。

1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金は2,077万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金は2,077万5,000円の増額であります。社会保障・税番号制度の関連システムの修正費用に係るものであります。

2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金は3,011万1,000円の増額であります。保育緊急確保事業費補助金は3,011万1,000円ありますが、民間保育園におけます保育士等の人材確保、処遇改善に係るものの計上であります。

7目教育費国庫補助金は1,679万4,000円の増額であります。

2節小学校費補助金は617万8,000円の増額であります。学校施設環境改善交付金は617万8,000円の増額であります。第四小学校及び第九小学校の校舎外壁改修事業に係るものであります。

3節中学校費補助金は1,061万6,000円の増額であります。学校施設環境改善交付金は1,061万6,000円の増額であります。第二中学校、第四中学校及び第五中学校の校舎外壁改修事業に係るものであります。

11目臨時福祉給付金等給付事業交付金、2節児童福祉費補助金は700万円の増額であります。子育て世帯臨

時特例給付金給付事業費補助金は700万円の増額であります、給付対象者の見込み増によるものであります。

15ページをお開きください。

14款都支出金は5,747万4,000円の増額であります。

2項都補助金は5,723万2,000円の増額であります。

2目民生費都補助金、2節児童福祉費補助金は5,523万2,000円の増額であります。保育所緊急整備事業補助金は4,228万6,000円の増額であります、紫水保育園の施設整備費補助に係るものであります。保育士等処遇改善臨時特例事業補助金は501万8,000円ではありますが、民間保育園におけます保育士等の人材確保、処遇改善に係るものの計上であります。待機児童解消区市町村支援事業等補助金は792万8,000円ではありますが、紫水保育園の施設整備費補助に係るものの計上であります。

7目消防費都補助金、1節消防費補助金は200万円の計上であります。市町村消防団資機材整備費補助金は200万円ではありますが、災害発生時等に消防団が使用します資機材の整備に係るものの計上であります。

3項委託金、1目総務費委託金、5節統計調査費委託金は24万2,000円の増額であります。全国消費実態調査交付金は24万2,000円の増額であります、報償費に係るものであります。

17ページをお開きください。

15款財産収入は52万4,000円の増額であります。

1項財産運用収入、2目1節利子及び配当金は35万4,000円の増額であります。財政調整基金利子及び他5つの基金利子をそれぞれ増額するものであります。

2項財産売払収入、2目1節物品売払収入は17万円の増額であります。不用品の売り払い収入に係るものの計上であります。

19ページをお開きください。

16款寄附金、1項寄附金は999万8,000円の増額であります。

1目1節一般寄附金は499万9,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

3目1節民生費寄附金は499万9,000円の増額であります、長寿社会福祉基金に積み立てするものであります。

21ページをお開きください。

17款繰入金は1億2,480万9,000円の増額であります。

1項基金繰入金、1目1節財政調整基金繰入金は431万3,000円の減額であります。補正予算(第2号)の財源調整として、財政調整基金の取り崩しを減額するものであります。

2項特別会計繰入金は1億2,912万2,000円の計上であります。

1目1節国民健康保険事業特別会計繰入金は3,232万2,000円の計上であります。国民健康保険事業特別会計繰入金は3,232万2,000円ではありますが、平成25年度の精算に伴います計上であります。

3目1節介護保険事業特別会計繰入金は6,019万円の計上であります。介護保険事業特別会計繰入金は6,019万円ではありますが、平成25年度の精算に伴います計上であります。

4目1節後期高齢者医療特別会計繰入金は3,661万円の計上であります。後期高齢者医療特別会計繰入金は3,661万円ではありますが、平成25年度の精算に伴います計上であります。

23ページをお開きください。

18款繰越金、1項1目1節繰越金は11億2,786万4,000円の増額であります。平成25年度の決算剰余金の確定

に伴いまして、増額をするものであります。

25ページをお開きください。

19款諸収入、5項雑入は2,618万8,000円の増額であります。

1目1節の雑入は190万円の増額であります、自治総合センターコミュニティ助成金であります。

4目過年度収入は2,428万8,000円の計上であります。

1節国庫負担金は1,024万1,000円、3節都負担金は1,404万7,000円の計上であります、それぞれ平成25年度の精算に伴います過年度収入であります。

27ページをお開きください。

20款市債、1項市債は4,974万2,000円の増額であります。

6目教育債は1,850万円の増額であります。

1節小学校債は690万円の増額であります。起債対象事業費の変更に伴いまして、第四小学校及び第九小学校の校舎外壁改修事業債を増額するものであります。

2節中学校債は1,160万円の増額であります。起債対象事業費の変更に伴いまして、第二中学校、第四中学校及び第五中学校の校舎外壁改修事業債を増額するものであります。

9目1節臨時財政対策債は3,124万2,000円の増額であります。平成26年度の発行可能額の確定に伴いまして、増額するものであります。

以上のようにいたしまして、歳入の補正予算額は15億6,786万9,000円の増額で、補正後の予算額は300億1,138万3,000円となるものであります。

○議長（尾崎信夫君） 説明の途中でありますが、ここで午後1時半まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時30分 開議

○議長（尾崎信夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き提案理由の説明を求めます。

○企画財政部長（並木俊則君） 29ページをお開きください。

歳出の説明を申し上げます。

2款総務費は1億6,252万円の増額であります。

1項総務管理費は1億6,093万9,000円の増額であります。

2目文書費、1の文書事務費は277万2,000円の増額であります、ファイリングキャビネット及び印刷機の購入費であります。

3目広報費、1の広報活動費は11万6,000円の増額であります、市のイベント等において使用しますタブレット型端末機の購入費等であります。

6目財産管理費、3の財産管理事務費は1万1,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

7目企画費、6の玉川上水駅関連施設整備等事業費は127万2,000円の増額であります、施設に設置します初度調弁備品購入費等であります。

9目公安費、2の交通安全推進事業費は106万8,000円の増額であります、交通安全教室用信号機の購入費であります。

31ページをお開きください。

10目電算管理費は2,035万5,000円の増額で、1の情報システム管理・運営事業費は1,620万円の減額、2の社会保障・税番号制度関連システム整備事業費は3,655万5,000円の新規計上であります。平成27年10月に予定されております制度の実施に向け、平成26年度に必要なシステム修正委託料の計上など、予算の組み替え等を行うものであります。

11目文化振興費、1の市民会館運営費は87万8,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

13目市民センター費、11の仲原地区集会所管理費は280万9,000円の増額であります、仲原地区集会所の屋根塗装等改修工事費であります。

15目諸費は1億3,165万8,000円の増額であります。

1の市税過誤納還付金等は1,500万円の増額であります、平成26年度中の還付金を見込み計上するものであります。

次の2の福祉関係返還金から、次の34ページになりますが、11の衛生関係返還金までであります、7課分の合計は1億1,665万8,000円で、平成25年度の精算に伴います返還金であります。

2項徴税费、2目賦課徴収費、2の徴収事務費は133万9,000円の増額であります、不動産公売の関係手数料等であります。

5項2目統計調査費、14の全国消費実態調査費は24万2,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

35ページをお開きください。

3款民生費は1億3,107万円の増額であります。

1項社会福祉費は2,432万2,000円の増額であります。

1目社会福祉総務費は1,940万1,000円の増額であります。

2の国民健康保険事業特別会計繰出金は2,551万円の増額であります、今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

5の後期高齢者医療特別会計繰出金は610万9,000円の減額であります、今回の特別会計の補正予算等に伴うものであります。

3目老人福祉費、11の在宅サービスセンター運営事業費は475万2,000円の増額であります、在宅サービスセンターきよはらの介護浴槽等の購入費であります。

4目障害者福祉費は16万9,000円の増額であります。

1の障害福祉管理事務費は1万6,000円の増額であります、地域自立支援協議会専門部会委員の傷害保険料の増額であります。

4の福祉車両貸出事業費は8,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

20のみのり福祉園運営費は14万5,000円の増額であります、説明は省略させていただきます。

37ページをお開きください。

2項児童福祉費は1億674万8,000円の増額であります。

1目児童福祉総務費、9の子育て世帯臨時特例給付金事業費は700万円の増額であります、対象者の見込み増によるものであります。

2目児童措置費は9,499万5,000円の増額であります。

2の民間保育園運営委託・補助事業費は3,949万4,000円の増額であります。民間保育園に対します保育士等処遇改善臨時特例事業補助金であります。

8の民間保育園施設整備補助事業費は5,550万1,000円の増額であります。紫水保育園の園舎の増築に対しまして施設整備補助金を増額するものであります。

3目市立保育園費、2の狭山保育園運営費は36万8,000円の増額であります。園庭に設置します遊具の購入費であります。

39ページをお開きください。

6目児童館費は365万円の増額であります。

4のなんがい児童館運営費は250万円の増額であります。ランドセル来館事業等の保育士に係る賃金の増額等であります。

6のさくらがおか児童館運営費は115万円の増額であります。庁用自動車の購入に係る諸経費を計上するものであります。

8目心身障害児通所施設費、2のやまとあけぼの学園運営費は73万5,000円の増額であります。送迎用バスに設置しますチャイルドシートの購入費であります。

41ページをお開きください。

4款衛生費は6,486万5,000円の増額であります。

1項保健衛生費、2目予防費、1の予防事業費は4,128万1,000円の増額であります。平成26年10月1日から定期予防接種として施行いたします水痘及び成人用、65歳以上の肺炎球菌の予防接種委託料等を増額するものであります。

2項清掃費、1目清掃総務費、2の清掃管理事務費は2,358万4,000円の増額であります。平成26年10月1日から施行いたします家庭廃棄物の指定収集袋等の管理業務委託料等を増額するものであります。

43ページをお開きください。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費、1の商工振興対策事業費は46万円の増額であります。市内で創業する事業者を支援するに当たり、セミナーの講師謝礼等を計上するものであります。

45ページをお開きください。

8款土木費は6,507万円の増額であります。

2項道路橋りょう費は3,185万円の増額であります。

1目道路維持費は2,685万円の増額であります。

1の道路管理費は745万円の増額であります。道路愛称の標識設置工事費であります。

2の街路灯管理費は440万円の増額であります。説明は省略させていただきます。

4の道路補修事業費は1,500万円の増額であります。平成26年度中の道路補修費を見込み、増額するものであります。

2目道路新設改良費、1の市内道路改良事業費は500万円の増額であります。説明は省略させていただきます。

3項都市計画費は3,322万円の増額であります。

1目都市計画総務費、6のコミュニティバス運行事業費は4,442万3,000円の増額であります。平成26年12月に予定しておりますちよこバスの運行ルートの変更に伴いまして、次の48ページに記載のように、バス乗換

結節点整備等工事費等を計上するものであります。

2目下水道費、1の下水道事業特別会計繰出金は1,603万1,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

3目公園費は1,264万6,000円の増額であります。

1の公園管理費は1,038万7,000円の増額であります。立野東公園及び仲原東公園におけます防球ネット設置工事費の計上等であります。

4のこども広場管理費は225万9,000円の増額であります。下立野林間こども広場におけます便所等改修工事費等の計上等であります。

49ページをお開きください。

5目土地区画整理費、1の土地区画整理事業特別会計繰出金は781万8,000円の減額であります。今回の特別会計の補正予算に伴うものであります。

51ページをお開きください。

9款消防費、1項消防費は403万4,000円の増額であります。

2目非常備消防費、1の消防団活動費は200万円の増額であります。消防団が使用します資機材購入費であります。

4目災害対策費、1の災害対策事業費は203万4,000円の増額であります。自主防災組織で使用します防災資器材購入費の計上等であります。

53ページをお開きください。

10款教育費は275万円の増額であります。

2項小学校費、1目学校管理費、1の小学校運営費は245万円の増額であります。施設維持改修工事費の増額であります。

4項社会教育費、3目図書館費、2の中央図書館事業費は30万円の増額であります。説明は省略させていただきます。

55ページをお開きください。

12款諸支出金、1項1目基金費は11億3,710万円の増額であります。

1の基金積立金（原資分）は11億3,674万6,000円の増額であります。平成25年度の決算剰余金が確定したことによりまして、その2分の1に相当する額、6億6,393万3,000円のうち、財政調整基金に3億6,393万3,000円を積み立てし、一般会計減債基金には、公債費の償還財源の確保を図るため3億円を積み立てするものであります。長寿社会福祉基金の2,281万3,000円ありますが、前年度に積み残しました民生費寄附金1,781万4,000円と今回の補正予算（第2号）の民生費寄附金499万9,000円を積み立てするものであります。また施設整備等基金につきましては、平成27年度以降におけます公共施設の建設費や更新費用等に充てるため、4億5,000万円を積み立てるものであります。

2の基金積立金（利息分）は35万4,000円の増額であります。財政調整基金等の利息の積み立てであります。

以上のようにいたしまして、歳出の補正予算額は15億6,786万9,000円の増額で、補正後の予算額は300億1,138万3,000円となるものであります。

説明を終了させていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○3番（尾崎利一君） 御説明ありがとうございます。何点か伺います。

まず12ページのところで、家庭廃棄物処理手数料増額ということで1,960万円ですか、有料化に係る手数料の増額ということですが、まあこれ当初予算の中に、この10月1日からの有料化に係る手数料収入というのは当初予算にも出ていたのではないかと思うんですが、ここでこの1,960万円という額が増額になった理由、根拠を教えてください。

それから16ページと、それから52ページにかかわって、消防団資機材整備費補助金が東京都から出て、それ200万円をそのまま52ページのところで消防団の資機材購入ということで充ててるとは思いますけれども、東京都は消防団の資機材は市町村がやるべきことだというふうに言ってきたわけですが、こういう形で補助金を出して、まあ格差是正のために資機材購入を図るとするのはいいことだと思いますが、現在この補助金を使って今回どのようなものを整備したのか。それから消防団が当面こういうものが欲しいと、今後にわたってもこういうものが欲しいということで要求しているものがあると思いますが、その点について伺います。

それから47ページのところで、公園費のところでは520万円が、市町村総合交付金520万円という補正額の財源内訳、出てるんですが、ちょっと私が見落としかと思うんですが、歳入のところでは市町村総合交付金の増額というのがちょっと見当たらなかったんですから、それについての説明をお願いします。

それから14ページの社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金増額、それからこれに関連して、32ページにも3,655万5,000円ということが出ていますけれども、この問題については、例えば情報漏えいの問題でも、ハッキングだけではなくて人間によって情報が漏えいするというようなことも、近々でも事件があつて大きな社会問題になってるわけですが、この点については国で決められた法律に基づいて市はシステムを整備していくということでしょうが、市民のプライバシー、利益を守るという立場からいえば、市としても反対の声を上げていくべきだと思いますけれども、この点についての認識を1点伺うのと、それから市長報告の資料の中で、これは国に対する要望の中で、この社会保障・税番号制度の導入に対して補助制度を示してはいるけれども、この補助制度では不十分だと、もっときちっと財源措置をするべきだという要求をしていますけれども、実際に当市の場合、この社会保障・税番号制度の導入にかかわって、国の補助金等では不十分で、かなり財政負担がかかるというような状況があるのかどうか、具体的にそれがわかれば教えてください。

それから、最後に56ページの基金費のところにかかわってですが、今回13億円、決算で黒字が出て、そのうち11億3,710万円、積み立てるということになってますけれども、この間、いろいろ質問しても、その基金の目標が明らかにされてきていないわけですが、その基金の目標が明らかにされないまま、市の基金としてどんどん積み立てられていくというのは、私は正常な姿ではないというふうに思いますが、13億円のうち11億円を今回積み立てたということですが、やはり市民の暮らしを守るという点で、この11億3,700万円、積み立てたうちから、特に財政調整基金に積み立てたうちから、やはり市民の暮らしを守るという施策に、今後、年度末に向けて振り向けていく必要があるというふうに思いますが、その点についての認識を伺います。

○環境部長（田口茂夫君） ページ、12ページでございます家庭廃棄物処理手数料の増額の関係でございます。議員からお話がありましたとおり、当初予算では計上しておりました。委託関係で販売のほうを実施しておりますが、9月1日からもう既に販売は実施しておりますが、そういったことが、詳細が決まってきておまして、実質的に7カ月の販売になるということなどを精査した結果、多少増額になるであろうということから、

今回補正予算を組まさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

○総務部参事（鈴木俊雄君） 消防団の資機材等の整備の関係でございます。

今回、発電機、ハンマードリル、携帯用工具等、こちらのほう、発電機については各分団に、ハンマードリルも各分団に1台ずつ支給の予定でございます。

今後の予定でございますが、消防団のほうの、これから災害等発生におけます人命にかかわる救出、救助等の関係に必要なものとしまして、今後訓練等では、やはり訓練用AED等が必要になるかというふうに考えてございますので、こちらのほうを今後検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○財政課長（川口荘一君） 補正予算書47ページ、公園管理費に充当いたしました市町村総合交付金520万円と歳入補正との関係でございますけれども、今回、市町村総合交付金に関しては、歳入において増額補正等は行っておりません。ここの47ページに、520万円、充当した内容でございますが、補正予算書14ページに、学校施設環境改善交付金の増額ということで、小中学校分、合わせまして1,679万4,000円の増額補正をしております。この増額によりまして、補正前にこの学校施設環境改善交付金の対象となる小中学校の外壁改修事業、そちらのほうの財源が、この環境改善交付金の増額によりまして過剰となりましたので、その分、市町村総合交付金をほかの費目に振りかえる、今回でいえば公園管理費のほうに充当を振りかえるというような内容でございます。

以上です。

○企画財政部参事（田代雄己君） 予算書の14ページと32ページに係ります社会保障・税番号制度の導入についてでございます。

1点目の市として反対の方向でというお話ございましたけれども、この社会保障・税番号制度ですけれども、国民の利便性を高めるということで、個人の情報を同一の情報として確認を行って情報連携をとるというようなことになっております。消えた年金問題等もございまして、こういう制度が導入されることによりまして名寄せができたりしますので、国民の利便性が高まる、あるいはいろんな手続の中で添付書類の省略等もございまして、法律の目的がございまして、その辺の目的がありますので、市としてはスケジュールを滞りなく進めてまいりたいと思っております。

なお、セキュリティーの問題につきましては、法の中できちんと個人情報保護制度よりも、特例という形で、特例という形で十分な保護制度もとられておりますので、その辺も市のほうできちんと整備して対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○情報管理課長（菊地 浩君） 補正予算書14ページ、32ページに係る社会保障・税番号制度に係るシステム整備補助金に関する国との補助金との差といいますか、乖離についてでございますが、この制度は、国はこの番号法にかかわる財源措置につきまして、システムごとに地方公共団体におけるシステムの形態や人口規模によって標準事業費を示しております。この範囲内で補助金の交付決定をしておりますが、このシステム改修に関する費用といいますのは、団体ごとにその規模が異なり、国の区分によって改修経費を賄うことは無理であると考えられています。国は国が示した標準事業費との差については交付税措置をする予定となっておりますけれども、東大和市におきましてもこの補助金の内訳の中で、幾つかのシステムによって国の想定事業費

を超えてるシステム事業費がございます。今のところ交付申請につきましては、この市の見積もった金額で交付する予定であります。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 補正予算書56ページになります基金積立金の原資分のところですね。こちらでございますけど、3つの基金について御説明いたしますが、財政調整基金につきましては、平成26年度末の残高の見込みですが、約20億円となる見込みでございます。一般的に言われてます積み立てのこの財政調整基金の目標額ですが、当市の標準財政規模の10%ぐらいというふうなことが言われておりまして、標準財政規模の10%ですと約16億円というふうなことになりますが、まあ20億円の残高見込みになるということで、その部分を超えますが、平成27年度以降の当初予算の編成を今後見ていく中では、財政運営上、財政調整基金の取り崩しも今後考えていかないと、かなりの額を考えていかないと当初予算の編成が平成27年度以降、なかなか難しいんではないかということがありますので、この財政調整基金にありましては、今後も20億円前後の残高は常に持っていたいというふうなところを考えております。

2つ目の施設整備等基金でございますが、こちらの平成26年度末残高については、約11億円になる見込みでございますが、平成27年度以降の当市の大規模事業、27年度以降、3つを一応抱えてるということで御説明申し上げますと、この本庁舎の耐震化の工事、それと新学校給食センターの建設、3つ目としましては、直接施行ではございませんが、総合福祉センターの建設ということで、この3つの大規模な事業が平成27年度から一斉にスタートするということで現在考えてございます。そうしますと多額の財源が必要となる事業というふうなことになりますので、特定財源、国庫補助金や都補助金あるいは市債の活用も十分に考えた中で予定をしておりますが、余りにも事業規模が大きいということで、それぞれの事業について市の財政負担が考えられます。そのような形から、この3つの事業を実施し対応するためには、施設等整備基金の活用が必要ということになりますので、特に目標金額というのは現時点では考えてございませんが、今後もできる限り施設等整備基金の積み立てを考えていきたいというふうに思っております。

最後に、一般会計の減債基金でございますが、平成26年度末残高の見込みが約5億円となります。こちらにつきましては今後、現時点では公債費は元金償還が順調に進んでおりますので、公債費の部分につきましては減になっていく状況というのが、ここ数年ございますが、先ほど施設整備等基金のところでも申し上げました、今後大規模な建設事業を抱えておりまして、そちらについては市債の発行、起債を予定してございますので、それが据え置き期間を過ぎて元金償還が始まる数年後には公債費の増が考えられます。そのために、こちらの一般会計減債基金も、そちらの償還等に充てる財源という考えを持ちまして、今後こちらについてはなるべく積み立てを少しずつでも行っていきたいと、そういうような考えであります。

なお、決算剰余金の半分を下らない額は積み立てをとということで、地方財政法第7条でルール化されておりますので、今回は財政調整基金と施設整備等基金に半分を下らない額を積み立てるところでございます。

以上でございます。

○3番（尾崎利一君） 御答弁ありがとうございます。

12ページの家庭廃棄物処理手数料増額については、まあ大まかな話として、当初6カ月ぐらいで立てていたものを、事実上7カ月、手数料、入ってくるという判断、まあ特に最初はたくさん買うというような判断があって増額補正したという理解でよろしいのでしょうか。

それから、社会保障・税番号制度に係るシステム整備等補助金の問題ですけれども、私は利便性、まあ自治

体、行政にとっての利便性と、やはり個人のプライバシーの流出という問題、どう見るのかというのは、極めて大事な問題だというふうに思いますし、行政における利便性を優先させるということがあってはならないというふうに思います。実際に最近の漏えい事件などでも、アクセスできる人はもう限られていたということで、犯人はすぐわかりましたけれども、漏えいはもうとめられないということですし、こういう問題に対する市の態度というのは非常に問われるところではないかと思えます。それで、この補助金のことで、国の補助金と市の実際に係る金額との乖離があるということでしたが、具体的に今回については現時点ではどうなのか。それから事業全体を通じてどれだけの乖離が生まれて、市の負担になっていくのかということがわかるようでしたら伺います。

それから56ページの基金のところですが、まあ今る説明ありましたけれども、平成19年、5億円だった基金が、平成25年、6年かけて40億円、8倍にふえてきているわけです。市民の暮らしはかなり厳しくなっている一方で、国保税の値上げや家庭ごみ有料化が行われ、一方で市の基金は40億円にふえてきているという状況ですので、やはりいろいろ言っても目標がわからない、必要性がわからないということで積み立て続けるというのは、これやはり市民に対して説得力を持たないというふうに考えます。その点での必要性、具体的な数値で明らかにしていただく必要があると思えますが、いかがでしょうか。

○環境部長（田口茂夫君） 12ページの家庭廃棄物処理手数料の関係でございますが、当初、私どもで販売店につきましても、六、七十店舗かなというふうに思ってたところもございます。9月1日号の市報でも御案内をさせていただきましたとおり、80店舗を超える販売店が登録をさせていただいております。また、あと議員のほうからお話がありましたとおり、6カ月の予定が7カ月になっているとか、当初、購入量が多少ふえるかなというところを見込んだところがございます。

以上です。

○情報管理課長（菊地 浩君） 社会保障・税番号制度における国の補助金との乖離についてですけれども、現在のところこの個別システムの内訳のうち、5システムぐらいが国の想定事業費を超える業者の見積もりを得てるところでございます。具体的に申し上げますと、今回、合計額が3,655万5,000円でございますが、これに個別システムの国の補助率を掛けたとしますと2,831万5,000円、これが国庫補助で今見込んでいる額でございます。そうしますと、その差が824万円、これがとりあえず市の一般財源で抱えて年度末に交付税措置される予定の金額というふうに考えられます。ところが国の想定事業費ですけども、国の想定事業費、このシステムごとに、この金額でできるはずだと言ってる国の想定事業費は3,530万円でございます。今回の見積もり額で、100万円ちょっと市の見積もり額のほうが多くなっております。これに補助率を掛けますと、3,430万円に国の補助率を掛けて、その歳入額等のほうから見ますと2,342万9,000円、これが歳入額となります。補助率を掛けて入ってくると予想される金額が、2,342万9,000円となります。そうしますと、国の想定事業費から歳入予定額を引きますと1,312万6,000円、とりあえず一般財源で抱えることとなります。このうちの一部分が年度末に交付税措置されるという予定であります。

以上でございます。

○企画財政部長（並木俊則君） 積立金、原資分の質問でございますが、それぞれ当然のごとく基金の積み立てでございますので目標は持ってるわけございまして、財政調整基金につきましては、先ほども少し述べさせていただきましたが、まあ20億円を今後も持ち続けたいというのが1つの考えでございます。これにつきましては、今まで当初予算編成時には約3億円ぐらいの当初予算の段階での取り崩しということ、考えを持って

おりましたので、その取り崩しでどうにかやりくりをし、1年間を通じても3億円ぐらいの取り崩しで済むような形ということで財政運営をしておりますが、先ほど申し上げましたように平成27年度以降の大規模事業と、あるいは今後の社会保障費の増、扶助費が増加してまいりますので、そういった対応をしますと今まで続けてきた財政調整基金の取り崩しの額では、平成27年度以降、予算編成はできないのではないかという見込みを持っております。それと緊急対応あるいは災害時の対応等を考えますと、財政調整基金はそれなりの金額がいるというふうに今考えてるところでございます。

施設整備等基金、目標額は何十億円、何億円ということの設定はしてございませんが、先ほどから申し上げておりますように、平成27年度以降の当市の大規模事業でかなり施設整備等基金については、これを財源として充てて事業を実施していくというようなことを今考えております。現在、平成27年度以降の実施計画を今策定段階でございますので、その財源を見た中でも施設整備等基金にかなり頼らざるを得ないというような状況になっております。そうしますと一般会計減債基金も、特に目標額を現時点では持っていませんが、その後の事業の実施によりまして、建設事業の実施によりまして、起債を行いませんと事業は財源充当できませんので、その元利償還等が始まった場合には、当然のごとくルールどおり返していかなきゃなりませんので、その償還を見た場合に、やはり今の段階から少しずつでも一般会計減債基金を積み立てて、元利償還金の財源としたいというところの目標をそれぞれ持ちまして、今回原資分の増額を図ったところでございます。

以上でございます。

○20番（佐竹康彦君） 1点、確認をさせていただきます。

予算書の37ページ、38ページ、児童措置費の中の民間保育園施設整備補助事業で、紫水保育園の増築がなされるという御説明でございました。財源の内訳を見ますと、待機児童解消の支援事業の補助金が扱われているということで、この整備事業によってどれぐらい待機児童解消が見込まれるのか、具体的な数字、おわかりになりましたら教えていただければと思います。

○保育課長（宮鍋和志君） 紫水保育園の関係でございます。現在定員が60名でございますが、増築後、81名、21名の増を考えております。内訳といたしましては、ゼロ歳児はゼロですね、ふえません。1歳児が7名の増、2歳児が5名の増、3歳児が3名の増、4歳児が3名の増、5歳児が3名の増、以上で21名の合計増を考えております。

以上でございます。

○4番（実川圭子君） 予算の29、30ページの玉川上水駅関連施設整備等事業費についてなんですけど、6月のときにはまだ具体的な使われ方などは御説明がなかったと思いますけれども、今どのように活用するのか、具体的なことがわかりましたら教えてください。

それから31ページ、32ページの社会保障・税番号制度関連システムの件ですけれども、先ほど御説明がありましたのは大方わかりましたけれども、これについて特定個人情報保護評価などをしていくようなことになるかと思っておりますけれども、その評価についてどのように考えているかお聞かせください。

それからもう1点、37ページ、38ページの民間保育園運営委託の保育士等処遇改善臨時特例事業補助金、これについてどのようにこれを配分というか——していくのか、要綱などをつくってる自治体もあるようなんですが、どのようにされていくのかということと、来年以降の保育士の確保にもつながるようなものなのかどうかを教えてください。

○企画財政部参事（田代雄己君） 玉川上水の関係ですけれども、補正予算書の29、30ページになります。活用方

法についての具体的なお話ということでございますけれども、現在も引き続き検討委員会のほうで検討しております。にぎわいの創出や地域の活性化というような目的で、その施設を開放していきたいと思っているんですけれども、今のところまだ具体的なところまで決まってないというところでございます。

また予算書の31、32ページになります。社会保障・税番号制度の関係で、保護評価の関係でございます。こちらにつきましても、情報システムを使う前に特定個人情報の保護評価をしないといけないので、その制限につきまちはきちんと対応してまいりたいと思っております。また、さまざまなセキュリティーに関しましても、法律の手続にのっとりましてきちんと漏れなく対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○**保育課長（宮鍋和志君）** 保育士の処遇改善臨時特例事業でございます。計算に当たりましては、各園の園児、それから園児の単価で計算してございます。それから各園に配布しまして、幾らぐらい上がるかをちょっと計算してみたところ、昨年の実績、考えてみますと、職員1人当たり7,696円、非常勤の保育士さんは4,846円、保育士以外の事務の方とか、その方々は6,481円程度上がります。これらの金額については、基本給を改善ということではなくて、一時金で出さしていただいているようでございますが、魅力ある保育の労働環境をつくって人材を引きとめる、新しい新たな人材を呼び寄せると、そういうことでやっている事業でございます。

○**子ども生活部長（榎本 豊君）** 今後の保育士の処遇ということでございますけれども、現在、昨年から、平成25年から国のほうは待機児童解消加速化プランということで、まあ受け入れ枠のほうを拡大ということで、当市におきましても施設整備等で児童の受け入れ枠の拡大を行ってたところでございますけれども、全国的に保育士が不足ということは当市でも同じでございます。やはり施設があるんですけれども、保育士が不足に定員超過等の受け入れがなかなか、定員を超えての受け入れ等がなかなかできないというところが現状でございます。国は待機児童解消加速化プランの現状を見ながら、今度は保育士の確保プランとして、今年度中に保育士の確保策をどのようにするかというようなプランを策定するというのが言われてるところでございますので、そちらのプランに当市も保育士確保のためにも、乗れる制度につきまちは採用していきたいというふうに考えてるところでございます。

以上です。

○**議長（尾崎信夫君）** 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（尾崎信夫君）** 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（尾崎信夫君）** 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 森田真一君 登壇〕

○**1 番（森田真一君）** 日本共産党を代表しまして、第47号議案、平成26年度東大和市一般会計補正予算に反対の討論を行います。

本補正予算案には、社会保障・税番号制度関連システム整備事業3,655万円が含まれています。財源の大部

分は国の補助金となっていますが、この事業をそのまま進めれば、国による個人のプライバシー権の侵害のおそれや、自治体が持つ重要な個人情報が漏えいするリスクを排除し切れなくなるといった点で、大きな危険が指摘されてきました。税、保険、福祉サービスなどの個人情報が1つの番号で全て網羅され、国が一括管理するとされていますが、地方公務員法の縛りが働かない委託、再委託先の民間事業者にも、自治体が持つ個人情報を提供することが起こり得ます。また国会での関連法案審議の中でも、3年後には民間分野にも利用拡大を検討するとしております。

最近でも、全国的に展開する著名な企業で、下請企業の社員による不正な情報取得によって、収集した個人情報2,000万件も漏えいしたという事件が起こったばかりです。イギリスは同様の制度を既に廃止をし、アメリカ、スウェーデンなどは成り済ましが横行、犯罪の温床となり見直しが図られている段階です。したがって、我が党はマイナンバー制度導入の中止を求めてまいりました。このため本予算に反対するものです。

その他の項目では、ちよこバスの路線改善の努力は重要ですが、100円から180円へと大幅な乗車料金の引き上げは市民の暮らしを圧迫します。現行料金の維持を求めます。また路線から外れた地域の住民が、再び交通困難に逆戻りすることのないよう、コミュニティタクシー等の運行を期限を切って遅滞なく導入するよう要望いたします。

立野東公園などの防球ネット設置や、上仲原公園の手すり設置など、安全対策やコミュニティー助成金を生かした防災資機材購入など、市民生活の向上に寄与する施策を評価しますが、平成25年度の53億の黒字のうち、11億3,000万円が基金に積み立てられました。目標も決めずにただため込むのではなく、市民の暮らしを守る施策の拡充にこそ、今後充当していくべきです。

なお、平成25年度の2億5,000万の国保税の値上げは、その8割以上が所得200万以下の国保加入世帯の暮らしを追い詰めるものでした。2億5,000万円の国保税値上げは必要なかったということも指摘をし、討論を終わります。

以上です。

〔1 番 森田真一君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

この採決は、起立により行います。

第47号議案 平成26年度東大和市一般会計補正予算（第2号）、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（尾崎信夫君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第24 第48号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第24 第48号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第48号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度決算の剰余金が確定したこと、また平成25年度の精算による国庫への返還金や一般会計繰出金の計上などが生じたことに伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げます。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,941万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億108万6,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第3款の国庫支出金は165万1,000円の増額で、平成25年度の精算による過年度分の特定健康診査等負担金の計上及び調整交付金等の増額であります。

第4款の療養給付費等交付金は426万3,000円の増額で、平成25年度の精算による過年度分の計上であります。

第6款の都支出金は49万6,000円の増額で、平成25年度の精算による過年度分の特定健康診査等負担金の計上等であります。

第8款の繰入金は2,551万円の増額で、この補正予算（第1号）において不足する財源を一般会計から補填するため、その他の繰入金を増額するものであります。

第9款の繰越金は4,749万8,000円の増額で、平成25年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第1款の総務費は97万2,000円の増額で、電算システムの更新に係る委託料の計上であります。

第3款の後期高齢者支援金等は49万7,000円の増額で、後期高齢者支援金の確定に伴い増額するものであります。

第4款の前期高齢者納付金等は7万5,000円の増額で、前期高齢者納付金の確定に伴い増額するものであります。

第10款の諸支出金は7,787万4,000円の増額で、平成25年度の精算に伴う国庫への返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第48号議案 平成26年度東大和市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第25 第49号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第25 第49号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第49号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度決算の剰余金が確定したことや、前年度の精算等に伴う荒川右岸東京流域下水道事業債の増額など、歳入予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によるものであります。

第2条は、地方債の補正で、地方債の変更は「第2表地方債補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります。

1の歳入であります。第6款の繰入金は1,603万1,000円の減額で、平成25年度の決算に伴う剰余金が確定したことによる一般会計からの繰入金の減額であります。

第7款の繰越金は1,383万1,000円の増額で、平成25年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

第9款の市債は220万円の増額で、荒川右岸東京流域下水道事業債の増額及び起債額の確定に伴う資本費平準化債の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

第2表、地方債補正であります。

1の変更であります。荒川右岸東京流域下水道事業の限度額を880万円から910万円に、資本費平準化の限度額を4億2,540万円から4億2,730万円とするもので、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、補正前と同じであります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしくお申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第49号議案 平成26年度東大和市下水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第26 第50号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第26 第50号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第50号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度決算の剰余金が確定したこと等に伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入予算の補正で、歳入予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入予算の金額は、「第1表歳入予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入予算補正であります、1の歳入であります。

第4款の繰入金は1,432万9,000円の減額で、平成25年度の決算に伴う剰余金が確定したことによる一般会計及び基金からの繰入金の減額であります。

第5款の繰越金は1,432万9,000円の増額で、平成25年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

以上であります、事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願い申し上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第50号議案 平成26年度東大和市土地区画整理事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第27 第51号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第27 第51号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、
本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第51号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補
正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度決算の剰余金が確定したこと等に伴いまして、予算の補正が必要となりますことから御提案申し
上げるものであります。

1 ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億2,987万4,000円を追加し、
歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,046万8,000円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表
歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正であります。

1の歳入であります。第5款の支払基金交付金は197万9,000円の増額で、平成25年度地域支援事業費の確
定に伴う過年度分の交付金の計上であります。

第10款の繰越金は2億2,789万5,000円の増額で、平成25年度決算に伴い剰余金が確定したことによる前年度
繰越金の増額であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

次に、2の歳出であります。第5款の基金積立金は1億4,459万2,000円の増額で、平成25年度決算剰余金
の確定に伴い、介護給付費等準備基金積立金を計上するものであります。

第6款の諸支出金は8,528万2,000円の増額で、平成25年度の精算に伴う国庫等への返還金の増額、同じく前
年度の精算に伴う一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく御願申し
上げます。

〔副市長 小島昇公君 降壇〕

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。
討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。
採決いたします。

第51号議案 平成26年度東大和市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第28 第52号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

○議長（尾崎信夫君） 日程第28 第52号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を議題に供します。
提案理由の説明を求めます。

〔副市長 小島昇公君 登壇〕

○副市長（小島昇公君） ただいま議題となりました第52号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

平成25年度決算の剰余金が確定したこと、また東京都後期高齢者医療広域連合への負担金の減額などにより、予算の補正が必要となりますことから御提案申し上げるものであります。

それでは、補正予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

1ページをお開きいただきたいと存じます。

第1条は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,435万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ16億7,612万円とするものであります。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、2ページの第1表歳入歳出予算補正につきまして御説明を申し上げます。

1の歳入であります。

第2款の繰入金金は610万9,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合の平成25年度療養給付費負担金等の精算に伴う一般会計繰入金の減額であります。

第3款の繰越金は3,806万7,000円の増額で、平成25年度の決算剰余金が確定したことによる前年度繰越金の増額であります。

第4款の諸収入は240万円の増額で、平成25年度の精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合からの負担金の返還金であります。

3ページをお開きいただきたいと存じます。

2の歳出であります。

第2款の広域連合納付金は465万2,000円の減額で、東京都後期高齢者医療広域連合の平成25年度療養給付費負担金等の精算に伴う納付金の減額であります。

第5款の諸支出金は3,901万円の増額で、平成25年度の精算に伴う東京都後期高齢者医療広域連合への葬祭費受託事業収入返還金及び一般会計繰出金の計上であります。

以上であります。事項別明細書につきましては省略させていただきたいと存じます。よろしく願い申し上げます。

[副市長 小島昇公君 降壇]

○議長（尾崎信夫君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第52号議案 平成26年度東大和市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（尾崎信夫君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第29 陳情の付託

○議長（尾崎信夫君） 日程第29 陳情の付託を行います。

8月27日正午までに受理した陳情を、お手元に御配付してあります文書表のとおり、総務委員会及び厚生文教委員会に審査を付託いたします。

○議長（尾崎信夫君） 以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。

これをもって本日の会議を散会いたします。

午後 2時39分 散会